

■ B 在留資格 のトップへ

ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきょかしんせい しかくがいかつどうきょか さいにゅうこく 2 在留期間更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国

きょかおよ ざいりゅうしかくしゅとく 許可及び在留資格取得

ふほうざんりゅう たいざい 2-3 不法残留(滞在)

ざいりゅう きかん にち す たいざい ふほうざんりゅう いっていきかん にほん さい 在 留 期間を 1日でも過ぎて滞在すると「不法 残 留 (オーバーステイ)」となり、一定期間は日本への再にゅうこく みと ふほうざんりゅう ひと きこく つぎ てつづき 入 国が認められません。不法 残 留 の人が帰国するには次のような手 続 をとります。

びょう	± =
病 : きか/ つうじょう きこく 期間 猫 常 どおりの帰国	気などのやむを得ない事情 やごく短期間不法残留した場合、 んこうしん てつづき みと つうじょうどお しゅっこく ばあい 更新の手続をとり、認められると通常通り出国できる場合 はや もょ ちほうにゅうこくかんり かんしょ とどけで りますから、なるべく早く最寄りの地方入国管理官署に届出
入いて、 が出しまたり 、 はんり 残く (1) りかか 理官 (2) こと (3) せら (4): たこ。	かんぼういはんしゃ いってい ようけん み ふぼうざんりゅうしゃ 管 法違 反 者のうち、一定の要件を満たす不法 残 留 者につ みがら しゅうよう かんい てつづき しゅっこく せいど 、身柄を 収 容しないまま簡 易な手 続 により 出 国させる制度 いこくめいれいせいど 出国命令制度です。 がいとう ふぼう 国命令の対象者については、次のいずれにも該当する不法 ゅうしゃ

たげんごせいかつじょうほう



ざいりゅうし か く **B 在留資格**

ざいりゅうし か く

■ B 在留資格 のトップへ

たいきょきょうせい きょうせいそうかん退去強制(強制送還)

たいほ ばあい こうちしょ みがら こうそく ご ち 逮捕された場合は、拘置所などに身柄を拘束されます。その後、地 ほうにゅうこくかんりかんしょ ひ わた たいきょきょうせい てつづき う ばあい 方 入 国管理官署に引き渡され退去 強 制 手 続 を受ける場合 きそ さいばん う ばあい たいきょきょうせい しゅっと起訴されて裁判を受ける場合があります。退去 強 制により 出こく ひと ねんかん にほん さいにゅうこく かこ たい国した人は5年間、日本への再入国はできません。過去にも退きょきょうせいれき ばあい ねんかん えいきゅう にほん にゅうこく 去 強 制 歴のある場合は10年間、または永久に日本に入国ばあいできない場合があります。

※在留特別許可: 退去強制にあたるとされた人でも、事情を考慮して ほうむだいじん 法務大臣がその人の在留を許可することができるとされています。これ だいりゅうとくべつきょか が在留特別許可で、在留が認められるかどうかは法務大臣が決めま ままか す。許可された場合に限り、在留資格が与えられ引き続き日本で生活

することができます。